

## 現状の取組状況の共有とりまとめについて

現状の取組状況の共有ととりまとめについて

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地域	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 阿賀川・日橋川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を阿賀川河川事務所のHP等で公表している。 避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。日橋川では水位到達情報を提供する水位周知を実施している。 災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の指定河川洪水予報を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。 警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	湯川、宮川、田付川は「福島県水防計画」で「水防警報河川」に指定されているため、出水により河川水位が「通報水位」及び「警戒水位」に達した場合、関係市町へ「福島県水防警報」を発令し周知している。 なお、湯川において、避難時間(リードタイム)や出水特性(水位上昇量等)を踏まえ、平成28年度に基準水位の見直しを行う予定。						浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。  水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準	阿賀川本・支川(国管理区間)における避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)		地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画で定められた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	阿賀川本・支川(国管理区間)における避難勧告等の発令に着目したタイムライン等が未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 タイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。
避難場所・避難経路	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	(1)避難場所等 ハザードマップ及び家庭用防災カルテを平成26年度に全戸配布。市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。避難場所として、小中学校、県立高校、会津大学、公民館などを指定、避難所は小中学校を指定している。 (2)避難経路 地域と協議し、避難所等周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路の確認を行う。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難場所 地域防災計画概要版を市内全戸に配布し、各地区において説明会を実施した。 喜多方市地域防災計画(資料編)にて策定、防災パンフレット等により周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 地域防災計画にて指定、防災マップにて避難所等を明示、HP、各地区コミセンにて閲覧可能(希望者には計画書を配布)。小中学校、公民館などの公共施設を指定している。 (2)避難経路 地域防災計画、避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を選定すること。この場合なるべく身体健全者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。としており、指定経路の特に定めていない。しかしながら、緊急輸送路は、各避難所に通じる路線すべてを第1次から第3次各路線として指定していることから、当該路線を関係機関と連携し、道路開閉に当たる。	1)避難場所 会津美里町地域防災計画(一般災害対策編)にて策定、HPにより周知、小中学校、公民館などの公共施設を指定している。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 湯川村地域防災計画(資料編)にて策定(洪水ハザードマップを含む)、HPにより周知、学校等の公共施設が主。 (2)避難経路 湯川村地域防災計画(資料編)及び洪水ハザードマップにより避難所や避難経路について、確認しておく。(避難場所の指定はしているが、避難経路については指定していない)	大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合によっては、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。 住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないと思われる。
住民等への情報伝達の体制や方法	河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を阿賀川河川事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	防災気象情報等を防災情報提供システム等により、自治体や報道機関に伝達している。 気象情報等を、自治体や報道機関及び気象庁HPを通じて住民等へ伝達している。	河川流域総合情報システムによる河川水位、雨量情報等を県のホームページを通じて伝達している。	市民へ防災メール、エリアメールを配信。 巡視を行い、車両からスピーカーで広報。 FM会津で緊急割り込み放送を行う。 区長会を通じて地域住民へ避難情報の伝達を行う。	下記1-3の方法により住民への情報伝達を行う。 1:テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 2:ハザードマップ等による避難時・避難ルートの確認 3:防災無線、携帯メール等による避難準備情報	町災害本部において上表を整理し、避難勧告等の情報伝達は、HP、防災行政無線(同報系)並びに行政区長並びに消防団から住民へ伝達、当該地区住民の安全を図る。 区域内福祉関係施設に対しても、災害対策本部福祉班から各施設へ直接情報を伝達する。 避難行動要支援者に対しては、災害対策本部福祉班から、民生児童委員並びに支援者に対し、同様の情報を伝達、併せて安否確認を行う。	避難勧告等の伝達は、防災情報システム放送(有線屋外スピーカー)や、町及び消防団の広報車、緊急速報メール、アラート、町HP等の多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図る。 区域内の要配慮者施設に対しても、同様の手段、または一般加入電話等により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。	エリアメール、登録制メール、広報車での周知。 防災行政無線が現在のところ整備されていない地域がある。 大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	
避難誘導体制			警察、消防及び消防団や自主防災組織と情報を共有し、適切な体制で避難誘導を行う。 巡視で得た情報や地域特性に応じた対応など、状況に応じて総合的な判断を行う。	現在、避難行動要支援者については民生児童委員の協力を得て体制を整えているが、今後は自主防災組織の支援も考慮する必要がある。	警察署、消防署、消防団の協力を得て、行政区単位に一時避難所場所に避難住民を集合させたのち、必要によりあらかじめ災害対策本部が指定した指定避難所に誘導する。本部が指定する避難経路に従い誘導するが、場合によっては、状況に応じ臨機応変に選択できるよう、消防団員・行政区(自主防災組織)役員等は、平常時から避難経路を確認しておく。	住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次の責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治区等の単位で行う。	基本方針(避難誘導者、避難優先順位等)は地域防災計画(資料編)で定められている。	災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	

水防に関する事項

項目	北陸地盤	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表し、報道機関等を通じて伝達している。	・河川流域総合情報システムによる河川水位、雨量情報等を県のHPを通じて伝達している。 ・異常気象時における職員参集体制において、情報提供できる職員を必ず配備している。	・1つ以上の気象警報が発表された場合、防災情報メールによる市民への広報を行う。 ・水位上昇により避難準備情報等を発令する場合、緊急速報メール、防災情報メール、市HP、FMあいつ、消防団による広報、区長への連絡などにより周知する。	・水防警報を受けた場合は、水防団に依頼し河川の巡視を実施している。 また、水位上昇が見込まれる場合は、防災行政無線、広報車、コミュニティFMなどにより周知する。	・はん濫注意水位に達し、今後も水位が上昇し続けると判断される場合、関係機関に周知、情報伝達ルート水防計画書「7水防に関する連絡体制」とあり	・会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P97の伝達系統図の通り。	・河川の水位が水防団待機水位に達した場合、水防団等関係機関に周知。	・HP等の防災情報の持つ意味やその後の対応について共有するための継続的な広報等が必要である。	15
									・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。	16
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には河川巡視を実施している。		・市街地、重要水防区域等、特に巡視を強める必要のある区間については、出水時に河川巡視を実施している。その他区間についても日常的に巡視を実施している。	・出水期前に、河川事務所、県と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・河川水位の上昇が見込まれる場合は市及び水防団が危険箇所の巡視を行う。	・水防団待機水位に達すると水防団に出勤できる態勢を依頼し、必要に応じて河川の巡視を実施している。	・水防計画により消防団各分団の受け持ち区間を定めている。 宮川(両岸)・阿賀川(左岸)・旧宮川(和泉川原・茶屋町周辺)	・水防警報を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防団分団長(消防団分団長)に対し通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。	・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	17	
								・水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りにくいことや、定時巡回ができない状況にある。	18	
								・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	19	
水防資機材の整備状況	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。		・水防資機材については、水防管理団体が水防倉庫等に備蓄しているが、河川管理者が持つ資機材も水防計画に基づき緊急時に提供できる状態である。 ・劣化しやすい資材を重点的に更新することとし、機材が適正に稼働するかの確認を1回/月程度行っている。	・ライフジャケットなど水防用資材を水防倉庫に計画的に配備。 ・市内10箇所に土のう置き場を設け、出水時に住民が自由に使用可能な状態である。	・今年度はUV対応の土のう袋等を購入し、各地区に土のう置き場を設置した。	・水防計画により整備 町保有の水防資材水防計画書「第10水防資材-1町水防備蓄器材-資材一覧表」とあり	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画書に記載している。	・道の駅(水防センター)に水防資機材を整備した。(H26)	・水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ・水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	20
								・鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、阿賀川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	21	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・停電が発生した場合においても非常用発電機により72時間分の電力を確保している。	・災害対応時において、仮に停電が発生した場合においても非常用発電機により120時間分の電力を確保し、引き続き防災気象情報の発表が可能となっている。	記載なし。	・市庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設として水道部、北会津支所、河東支所、生涯学習センターを指定する。 ・会津若松医師会と連携し、臨時救護所から重症患者を搬送できる医療機関を確保する。	・本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、状況に応じて市内の公共施設を代替施設とする。 ・喜多方医師会と連携し、傷病者を搬送できる医療機関を確保する。	・本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、中央公民館に災害対策本部を設置(業務継続計画より) ・浸水想定区域内にある福祉等関係事業所に対し、水防計画の定めのとおり関係事業所に早期情報伝達を図る。	・災害対策本部設置場所である高田庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、新館庁舎に災害対策本部を設置する。	・庁舎が被災した場合、村公民館等の他公共施設に災害対策本部を設置。		

氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地盤	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。		・樋門等の操作について市町村に委託している。	・河川事務所等と連携し、排水ポンプ車により排水。	・排水施設の近くの方に委託している。	・災害時応援協定に基づき、建設業組合及びアクティオに対し、排水資機材の応援を求めらる。	・洪水時の水門や樋管等の閉鎖等他動的な原因による氾濫水のある地域については、新たな排水施設や改良工事を施行し、必要な浸水対策を図る。	・消防ポンプによる排水作業を実施している。	・排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	22
									・現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	23
既存ダムにおける洪水調節の現状	・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。		・東山ダムでは自然調整方式で運用し、下流域の被害を軽減させている。							

河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地盤	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。 ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所について、整備を推進している。		・固定堰であった洗堰の改修が平成25年6月に完了したことから、平成26年度に湯川・古川合流点を一部河道開削した。平成27年度は、国管理界直上流の河道掘削を実施し、今後下流から順次、環境への影響を極力抑えるよう、湯川・古川の河道開削を進めている。						・計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	24
									・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	25
									・洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	26

本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
避難準備情報	<p>(1)避難準備情報 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 イ 水位が避難判断水位に到達し、かつ、はん濫警戒情報において引き続き水位上昇が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 エ 漏水等が発見された場合</p> <p>阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が避難判断水位に到達した場合 イ 水位がはん濫注意水位に到達し、上流域の水位や降雨状況、気象情報から、なお水位が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 エ 漏水等が発見された場合</p> <p>(2)避難勧告 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位がはん濫注意水位に到達し、上流域の水位や降雨状況、気象情報から、なお水位が見込まれる場合 イ 水位が避難判断水位を超えた状態で、はん濫警戒情報において引き続き水位上昇が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位がはん濫危険水位に到達すると見込まれる場合 エ 異常な漏水等が発見された場合</p> <p>(3)避難指示 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位が堤防先端高に到達するおそれが高い場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発見された場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)</p> <p>阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が堤防高に到達するおそれがある場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越流が発生した場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)</p> <p>市防災計画 第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策 より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測所において、氾濫注意水位(警戒水位)を超え、かつ当該河川上流域の水位・気象予報等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 【氾濫注意水位】 1. 日橋川(南大橋観測所)3.20m 2. 阿賀川(山科観測所)2.70m 3. 大塩川(熊倉観測所)1.80m 4. 田付川(高吉観測所)1.20m 5. 濁川(半在家観測所)1.20m 6. 濁川(山郷道下観測所)1.80m 7. 一の戸川(寺内観測所)1.50m</p> <p>(2)避難勧告 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位(警戒水位)に達することが見込まれる場合、及び避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・堤防の決壊につながるような漏水等を見つけた場合 【避難判断水位】 1. 日橋川(南大橋観測所)3.84m 2. 阿賀川(山科観測所)6.28m</p> <p>(3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合(関係する河川の観測所において、はん濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合等) 【氾濫危険水位】 1. 日橋川(南大橋観測所)4.96m 2. 阿賀川(山科観測所)7.60m</p> <p>喜多方市地域防災計画 H26.11</p>	<p>(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位を超え引き続き水位の上昇が見込まれる場合。 【宮古観測所】 上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・避難判断水位(4.00m)に到達 ・2時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・避難判断水位(4.00m)に到達 ・3時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 【山科観測所】 西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・避難判断水位(6.30m)に到達 ・2時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達 立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・避難判断水位(6.30m)に到達 ・3時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達</p> <p>(2)避難勧告 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合。 または、河川管理施設の異常が確認された場合。 【宮古観測所】 上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・2時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・1時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 【山科観測所】 西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・氾濫危険水位(7.70m)に到達 立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・1時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達</p> <p>(3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合。 【宮古観測所】 上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・氾濫危険水位(5.19m)に到達 【山科観測所】 西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・氾濫危険水位(7.70m)に到達</p> <p>避難行動計画により</p>	<p>避難準備情報 □ 観測所において、避難判断水位を超過した場合、はん濫警戒情報等の水位予測において、今後更に水位の上昇が見込まれる場合 □ 堤防において漏水や侵食等が発見された場合 (避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の判断基準) □ 判断する時点(夕刻)での河川の水位・今後の気象予測等から、夜間・早朝に別表の観測所において避難判断水位を超過することが見込まれる場合 □ 降雨を伴った風が夜間から明け方に接近通過し、多量の降雨が見込まれる場合</p> <p>避難勧告 □ 観測所において、避難判断水位を超過した場合、はん濫警戒情報等の水位予測により、水位が計画高を超過することが見込まれる場合、又は、急激な水位上昇によるはん濫のおそれがある場合 □ 観測所において、はん濫危険水位を超過した場合のうち、今後の気象情報等から避難指示を発令するまでには至らない場合 □ 流域雨量指数が警報値に達した場合 □ 異常な漏水等が発見された場合 (避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の判断基準) □ 判断する時点(夕刻)での河川の水位・今後の気象予測等から、夜間・早朝にははん濫危険水位を超過することが見込まれる場合、若しくははん濫が発生すると見込まれる場合</p> <p>避難指示 □ 観測所において、はん濫危険水位を超過した場合のうち、今後更に水位の上昇が見込まれる場合、又は計画高水位に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) □ 堤防における異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合 □ 堤防の決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発見された場合</p> <p>会津美里町避難勧告等の判断・伝達マニュアルより</p>	<p>避難準備情報 ・人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。 避難勧告 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 避難指示 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</p>
避難勧告等の発令基準	<p>(1)避難場所・避難所 市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。「避難場所」として、小中学校、県立高校、会津大学、公園及び体育館等を指定。なお、公共施設以外にも、民間事業所等の協力を得て、避難場所の指定を行う。 また、「避難所」は、原則として小中学校を指定し、加えて民間事業所等の協力により基準を満たす地域の民間事業所の施設等についても指定する。なお、地区公民館やコミュニティセンターは、自主避難者等の一時的な受け入れ施設として位置づける。</p> <p>(2)避難経路 地域と協議し、避難場所や避難所周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路を明らかにするとともに、広域避難が必要な場合に備えて、そのルートの確認を行う。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導体制づくり より</p>	<p>(1)避難場所 喜多方市地域防災計画(資料編)にて策定、防災パンフレット等により周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>(3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、避難所案内標識の設置、広報誌や防災パンフレット等の配布、ハザードマップの作成及び配布、市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。</p> <p>喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>(1)避難所 地域防災計画書にて指定(資料編17指定避難所、18指定緊急避難場所) ・防災マップにて避難所等を明示 ・HP、各地区コメンにて閲覧可能(希望者には計画書を配布)</p> <p>(2)避難経路 地域防災計画上、「避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること、この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。」としており、指定経路の特に定めていない。しかしながら、緊急輸送路は、各避難所に通じる路線すべてを第1次から第3次各補選として指定していることから、当該路線を関係機関と連携し、道路啓開に当たる。</p>	<p>(1)避難場所 会津美里町地域防災計画(一般災害対策編)にて策定、HPにより周知、小中学校、公民館などの公共施設を指定している。</p> <p>(2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P52～P53、P126</p>	<p>(1)避難所 湯川村地域防災計画(資料編)にて策定(洪水ハザードマップを含む)、HPにより周知、学校等の公共施設が主。</p> <p>(2)避難経路 湯川村地域防災計画(資料編)及び洪水ハザードマップにより避難所や避難経路について、確認しておく。(避難場所の指定はしているが、避難経路については指定していない)</p>
避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所・避難所 市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。「避難場所」として、小中学校、県立高校、会津大学、公園及び体育館等を指定。なお、公共施設以外にも、民間事業所等の協力を得て、避難場所の指定を行う。 また、「避難所」は、原則として小中学校を指定し、加えて民間事業所等の協力により基準を満たす地域の民間事業所の施設等についても指定する。なお、地区公民館やコミュニティセンターは、自主避難者等の一時的な受け入れ施設として位置づける。</p> <p>(2)避難経路 地域と協議し、避難場所や避難所周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路を明らかにするとともに、広域避難が必要な場合に備えて、そのルートの確認を行う。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導体制づくり より</p>	<p>(1)避難場所 喜多方市地域防災計画(資料編)にて策定、防災パンフレット等により周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>(3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、避難所案内標識の設置、広報誌や防災パンフレット等の配布、ハザードマップの作成及び配布、市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。</p> <p>喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>(1)避難所 地域防災計画書にて指定(資料編17指定避難所、18指定緊急避難場所) ・防災マップにて避難所等を明示 ・HP、各地区コメンにて閲覧可能(希望者には計画書を配布)</p> <p>(2)避難経路 地域防災計画上、「避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること、この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。」としており、指定経路の特に定めていない。しかしながら、緊急輸送路は、各避難所に通じる路線すべてを第1次から第3次各補選として指定していることから、当該路線を関係機関と連携し、道路啓開に当たる。</p>	<p>(1)避難場所 会津美里町地域防災計画(一般災害対策編)にて策定、HPにより周知、小中学校、公民館などの公共施設を指定している。</p> <p>(2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P52～P53、P126</p>	<p>(1)避難所 湯川村地域防災計画(資料編)にて策定(洪水ハザードマップを含む)、HPにより周知、学校等の公共施設が主。</p> <p>(2)避難経路 湯川村地域防災計画(資料編)及び洪水ハザードマップにより避難所や避難経路について、確認しておく。(避難場所の指定はしているが、避難経路については指定していない)</p>
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>・総合的な情報提供は、市ホームページを基本とし、また、通信連絡手段として防災メールをはじめとする携帯メールやSNS等を活用。さらには、広報チラシ等も活用。</p> <p>・最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、一定程度情報を整理した内容を広報チラシ、FMラジオ、テレビ等で周知。</p> <p>・要配慮者の中で、自力での避難行動が困難である高齢者や障がい者等については、避難行動要支援者と位置づけ、名簿登録や個別支援計画等の作成を行う。また、広く関係者による支援体制を構築するため、対象者の本人同意による地域や関係機関への名簿情報提供を進めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、災害時には支援関係者に情報を提供できる体制を構築する。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保及び 第3編 災害応急対策計画 第4章 災害時の広報 より</p>	<p>・災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市防災会議委員はそれぞれの属する機関を通じ、収集した情報の収集に努めるものとし、収集した情報等はすみやかに市防災会議会長まで通報するものとする。</p> <p>・市防災会議会長は、収集した情報等について関係機関の業務等に連絡するものは、市防災会議委員又は関係災害対応責任者に通報するものとする。</p> <p>下記1～3の方法により住民への情報伝達を行う 1: テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 2: ハザードマップ等による避難時・避難ルートの確認 3: 防災無線、携帯メール等による避難準備情報</p> <p>喜多方市地域防災計画 H26.11</p>	<p>(1)避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達は、住民等への伝達 ・防災行政無線(同報系)・広報車・消防車両 ・自主防災組織(行政区長) - 電話・fax ・公式HP ・避難行動要支援者 ・支援者事前登録者 - 電話・fax ・避難行動要支援者 - 電話・fax にて迅速に伝達する。 防災関係機関 - 電話・fax</p> <p>避難行動計画により</p>	<p>・避難準備情報、避難勧告等の伝達は、防災情報システムと併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急通報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるような体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。</p> <p>・浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、避難準備情報、避難判断水位(特別警戒水位)到達情報、避難勧告及び避難指示の各情報について、防災情報システム放送、一般加入電話及び車両広報を軸として伝達を行う。</p> <p>会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P73、P123</p>	<p>・エリアメール、登録制メール、広報車での周知。</p>

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
避難誘導体制	<p>警察署や消防と連携して以下の対策に取り組み、住民が円滑に避難できる体制を整備する。また、災害時応援協定を締結している警備会社等が、これに協力する体制で行う。</p> <p>・避難誘導体制の整備 大規模災害発生時に避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の危険箇所等を踏まえた避難誘導体制・方法を検討し、災害時に備える。</p> <p>・広報活動の推進 大規模災害発生時に避難者の避難行動の円滑な実施と緊急車両の通行を確保するため、日頃から適切な広報活動を行う。</p> <p>・避難行動要支援者の避難支援 災害時において、自主避難が困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」については、避難行動準備情報の提供や地域による対応など、早期に避難できる体制の整備に努める。</p> <p>・観光客等に公共交通機関運行情報や避難所・避難場所情報等をホームページを活用して周知し、避難誘導する体制づくりを進める。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導体制づくり より</p>	<p>(1)避難誘導者 喜多方警察署、消防機関の職員及び団員が実施するものとし、自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また事前に誘導責任者を定めておくものとする。</p> <p>(2)避難誘導 避難場所の看板に災害ごとの表示を行い、避難場所を避難者に徹底させるため、広報宣伝を行う。また災害の規模等により避難場所および避難経路を臨機応変に選択等対処できるよう誘導責任者は平常から心がけておくものとする。</p> <p>(3)避難順位 誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人等の要援護対象者を優先するものとする。自力で避難できない場合、または避難経路中危険がある場合、寝たきり老人、子供の避難については出来るだけ車両を利用して行う。</p> <p>喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>(1)避難誘導者 警察署、消防機関の職員、水防団員(消防団員)・行政区(自主防災組織)・町職員が実施する。</p> <p>(2)避難誘導 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか状況により誘導員を配置し安全を期すること。 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。 誘導中は事故防止に努める。 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できるかぎり町内会等の単位で行うこと。</p> <p>(3)避難順位 要配慮者を含め、避難の順位は、おおむね次の順序によるものとする。 ア 傷病者 イ 高齢者等要配慮者 ウ 歩行困難な者 エ 幼児 オ 学童 カ 女性 キ 上記以外の一般住民 ク 災害応急対策従事者 ケ ペット</p> <p>・避難行動要支援者の避難支援 避難行動要支援者の生命または身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。</p> <p>(1)避難支援等関係者等の対応原則 避難支援等関係者はあらかじめ町から提供されている避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人または家族等の生命または身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。</p> <p>(2)避難支援等関係者等の安全確保措置 町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。</p> <p>地域防災計画により</p>	<p>住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。</p> <p>(1)避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。 (2)危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。 (3)高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。 (4)誘導中は事故防止に努めること。 (5)避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治区等の単位で行う。</p> <p>会津美里町地域防災計画(第3版)P123~P124</p>	<p>基本方針(避難誘導者、避難優先順位等)は地域防災計画(資料編)で定められている。</p>

水防に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
河川水位等に係る情報提供	<p>市地域防災計画P96、97の「関係機関災害情報連絡システム」の通り。</p>	<p>気象状況および洪水予報の通知は、福島地方気象台から福島県災害対策課を介して気象情報等メール配信システムにより伝達する。</p> <p>喜多方市から、市防災行政無線(同報系)、コミュニティ放送、市及び消防の広報車、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。</p> <p>喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>災害対策本部より直接消防団へ連絡 防災行政無線(同報系)を通じて各水位超過ごとに周知。状況により水防団(消防団・行政区)へ直接連絡をする。</p> <p>避難行動計画により</p>	<p>会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P97の伝達システム図の通り。</p> <p>会津美里町地域防災計画第3版より</p>	<p>河川の水位が水防団待機水位に達した場合、水防団等関係機関に周知。</p>
河川の巡視区間	<p>次の事態が生じた場合には、出動指令を発し、速やかに所轄の水防団を非常配備につかせる。</p> <p>(1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めるとき。</p> <p>(2) 所轄河川等が氾濫注意水位(警戒水位)に達する等、治水上の危険が生じたとき。</p> <p>(3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。</p> <p>(4) その他、県地方水防本部からの指示があったとき。</p> <p>市水防計画より</p>	<p>消防団の各分団受持区域あり、出動指令を受けて巡視を実施する。</p>	<p>消防団の各分団受持区域一覧表の通り。</p> <p>水防計画書第11水防活動等8河川、堤防の巡視等により</p>	<p>水防警報を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防団分団長(消防団分団長)に対し通報を通知し、必要員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。</p> <p>会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)P112</p>	<p>水防団待機水位に達すると、水防団等関係機関で河川の巡視警戒を実施している。</p>
水防資機材の整備状況	<p>水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。</p> <p>市水防計画より</p>	<p>災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を平常時から整備しておく。</p> <p>本庁舎では、非常用電源施設となっている。</p>	<p>水防資材備蓄一覧表の通り。</p> <p>水防計画書第10水防資器材のとおり</p>	<p>水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画書に記載している。</p> <p>会津美里町水防計画書H28.3 P14</p>	<p>道の駅(水防センター)に水防資機材を整備した。(H26)</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>防災拠点施設の代替施設として、生涯学習総合センター(會津積古堂)、水道部庁舎、北会津支所、河東支所を指定。</p> <p>会津若松医師会等の協力により、医療施設等について調査を行い、被災状況等を把握。被災状況に応じて、入院患者等の転院等の対応が必要な場合は、消防署等関係機関との連携のもと対応し、救護所から搬送される重傷患者の収容医療機関を確保。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い体制づくり、及び第3編 災害応急対策計画 第8章 応急医療・救護対策 より</p>		<p>本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、中央公民館に災害対策本部を設置(業務継続計画より)</p> <p>浸水想定区域内にある福祉等関係事業所に対し、水防計画の定めのとおり関係事業所に早期情報伝達を図る。</p>	<p>記載なし。</p> <p>会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)より</p>	<p>庁舎が被災した場合、村公民館等の他公共施設に災害対策本部を設置。</p>

氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>あらかじめ関係機関での緊急時連絡体制を構築するとともに、ポンプ車による排水設備、さらには土壌など対応に必要な資材・機材・設備の充実にも努める。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策 より</p>		<p>水防計画により 第16 排水樋管及び河川水門等管理 水門の操作責任者は、ゲート等の操作を確実に実施し、水害の発生を未然に防止するものとする。</p> <p>また、水門(樋門等)の管理者は、危機の異常等により操作が不可能または著しく困難となったときは、水防団等の応援を要請し、適切な処置を講ずる。により実施。</p>	<p>洪水時の水門や樋管等の閉鎖等他動的原因による湛水歴のある地域については、新たな排水施設や改良工事を施行し、必要な浸水対策を図る</p> <p>会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)P31</p>	<p>消防ポンプによる排水作業を実施している。</p>